

〈お茶の水女子大学「幼・保・大」連携保育研究の試み（18）〉

地域センターにおける総合的な「保育」の場

イギリス視察訪問（1）

塩崎美穂

イギリスへ

日本は今、二元的な保育制度の成立以降、これまでに経験したことのない変化のときを迎えています。これに対し、私たちがこれから向かい得る「保育」について考えれば考えるほど、ほかの国の保育動向が気になりました。

そんなとき、折に触れて、「イギリスの保育が変わってきている」「今イギリスの保育がおもしろい」という報告を見聞きする機会があり、幼保

プロジェクトのメンバーで、イギリス訪問を考えるようになりました。

ただ誤解を恐れずに言うならば、イギリス行きを計画した当初から、私たちは、イギリスの保育に見習うべき「善き保育モデル」のようなものがあることを想定してはいませんでした。むしろ、大きな変化のただ中で、どのような悩みを保育者たちが抱えているのかにこそ関心がありました。

保育の場における話し合いの争点、保育者の迷いや日々の課題の内にこそ、グローバルに取り組

まれるべき研究のテーマがあるだろうと思っていました。

保育の様子

二〇〇七年八月半ば、私と同僚の二人は、イギリスを訪れました。今回訪れた施設は、首都ロンドンにある“Ann Taylor Children's Centre”、そしてイングランド中部、ノーサンプトンシャー州のコービーにある“Pen Green Centre”です。

「よく見知った動きをしている」と同僚がいうところのイギリスの保育者たちは、なるほど、子どもたちを視野に収めながらも手早く片づけをし、子どもの動きやすい導線を確認しながら遊びを保障し、困っている子どもには寄り添い、保育者同士で目配せなどしながら子どもの育ちを楽しんでいます。日本でも、日常的に保育の場で見える動きです。それは、何が養護 (care) で何が教育 (education) なのかという問いのナンセンスさを

感じる、まさに日本語の「保育」(care and education) という言葉どおりの動きに見えました。私たちは、その場生動的な保育者の動きを見て、また実践の様子―保育者間での打ち合わせの内容や、親とどんなふうにも子どもの育ちを共有しているかなど―を聞く中で、近年イギリスが取り組んできた保育改革が、いわば「本気」であることに気づかされました。

日本と同じようにイギリスでも、保育と幼児教育が、中央官庁では社会保健省と教育省、地方自治体では社会サービス局と教育局に所管が二元的に分かたれてきました。しかし、そもそも実践の場面で保育と幼児教育の境界はあいまいで、これを区分することは困難であり、しかもその区分にはおおよそ意味がないということは周知のことです。careのうちeducationが行われ、educationを意図した実践の中でcareが必要とされるというように、いまさら言うまでもないことで

すが「保育」とはcareとeducation双方が不可分な営みです。どちらが不足しても「保育」にはなりません。それを、楽しみに実践しているイギリスの保育者たちの姿に、私は正直、非常に驚きました。

それというのも、十年以上前の一九九四年の一年間、私はロンドンに滞在し、子育てするごく普通の母親から、次のようなことを聞かされたものだったからです。たとえば、パリからロンドンに移り住んできた、コロンビア出身の母親からは「フランスの保育システムは素晴らしかったが、イギリスには期待するものが何もない」という話を聞きました。また、ロンドン郊外に暮らす、イングランド出身の母親が、「イギリスでは、子どもがいると思うように働けないの」と言いながら、パートタイムで教師をしていました。

従来、イギリスでは「子育ては私的なこと」という方針が貫かれ、公的な保育の提供は「要保護

の子ども」に限られていました。「要保護の子ども」とは、貧困家庭に育つ子どもや、障害をもつ子どもなど、ごく限られた子どもを指しています。当時のイギリスでは一般的な家庭の親（とくに母親）は、子育て中には仕事を辞める、減らす、変えるなどをし、もし家庭外の「保育」を望むならば、高額な保育料を払うことは当たり前でした。私は、二元的な保育制度、家庭保育中心だったイギリスが、なぜ今このような「保育」の場をもつに至ったのか、その経緯を知る必要を感じました。私たちが日本で直面している課題にも、示唆する何かがあるのではないかと思ったりします。

子育て世代に即した 保育政策と財政的基盤の確保

いわゆる中間層の生活に大きな負荷をかけることで成り立っていたイギリスの保育政策は、ブレ

ア労働党政権の登場により、一九九七年以降大きく変容しました。それまでイギリスの社会通念としてあった、「子育ては私的なこと」という保育観をも変える勢いで、保育の改革(Childcare Challenge)は進められたといえるでしょう。³

一九九七年十二月、選定した地方自治体に五歳未満の就学前保育のモデルセンターとして「エクセレンスセンター」(Early Excellence Centre)を設置し、先行的施策(initiative)が始まります。

「エクセレンスセンター」は、保育・幼児教育のみならず、親子への保健医療や親の就労支援を含む総合的な家族支援を展開し、地域と家族をつなぐセンターの役割を果たしていきます。

一九九八年九月、すべての四歳児に無料の保育・幼児教育が(保護者が望めば三歳児も)保障され始めました。日本では、予算的な後ろ盾が控えられたまま、従来のインフラを利用する「認定こども園」(II 幼保の一体型運営)が構想され実

践も始まりましたが、イギリスでは、子育て世代家族の生活変容に即した「保育」のセンターが構想され開設し、それまでの保育制度の枠組みを変え得る保育予算の増額が果たされています。

「エクセレンスセンター」と平行して、人生の確かな出発を保障する「シユア・スタート」(sure start)の地方プログラムも開始されました。⁴当初は、生活困窮地域(disadvantaged areas)を対象とした当プログラムも、次第に対象地域を拡大し、今ではことさらに「要保護の子ども」にのみ限定されていた従来の保育政策から離陸しています。

二〇〇三年三月には、「エクセレンスセンター」と「シユア・スタート」のそれまでの施策を発展させた形で「チルドレンズセンター」(Children's Centre)事業が始まります。すでにある保育施設を利用しながらも、二〇〇八年には二五〇〇か所、そして二〇一〇年には三五〇〇か所の「チルドレンズセンター」の設置が計画され



▲Baby & Toddler Nest (Pen Green Centre)

ています。

このチルド
レンズセン
ターを中心
に、全日制の

「保育園」

(full day

care・八歳未

満の子ども対

象で学童保育

一九九九年に二億千三百万ポンド(約三百五十二億円)だった予算が、二〇〇四年には十億千九百万ポンド(約二千三十三億円)、五年間で約五倍になり、二〇〇七年には十八億九百万ポンドに増えています。

視察から見えてきたこと

を含み、一般的に朝八時から、夜七時まで保育を行う)が急増し、二〇〇三年から二〇〇五年のわずか二年半の間でも、定員数が三十八万人から五十五万人に増えました。この急激な増加をみれば、本来イギリスの人々に必要とされていた「保育」の場が、ようやく用意され始めたものと理解されるでしょう。

「シェア・スタート」の事業費総額を見ると、

訪問した「保育」の場では、就学後の学校との接続を意識した幼児教育への配慮も含まれてはいました。しかしそれよりも、親つまり、若年労働者への就労支援事業を併設することのほうに、センターのスタッフは気を配っているように見えました。つまり、幼保の一体化や統合がイギリスの保育政策の目標ではなく、家族のためのセンターを子どもを中心に構築することが莫大な予算付きで進められているのです。

確かに、子どもが暮らす家庭の経済的福祉を向上させることは重要です。子どもの心身の健康や

生涯を通じた学びへの基盤づくりのためにも、親が持続可能で安定的な収入を将来にわたって見込めることは、最も基礎的な子どもの権利でありましょう。家族が世帯収入をもつて構成されるユニットであれば、親の就労の課題を避けて子どもの福祉や教育を考えることはできないわけです。それが、訪問した「保育」の場には周知徹底されていきました。

イギリスの保育は、歴史的文化的背景や経済政策の違いもありますし、日本で直ちに保育モデルにできるようなものではないと思われれます。それについての見通しは、渡英前と変わりません。ただ、これからの日本の「保育」を考えると、既存の保育所や幼稚園というインフラに頼り過ぎていては子どもとその家族に必要な「保育」を生成していくことははやできない時代なのではないかと、今回の視察によって考えさせられました。

(お茶の水女子大学 幼保プロジェクト 専任講師)

註

1 岩間大和子「英国ブレア政権の保育政策の展開——統合化、普遍化、質の確保へ——」『レファレンス』(二〇〇六年四月)、埋橋玲子「チャイルドケア・チャレンジャーイギリスからの教訓」(法律文化社、二〇〇七)、「二〇〇六年十月十二日 経団連会館国際会議場 ヨーロッパに見る総合施設の実情と保育の近未来」私立幼稚園経営者懇談会／(株) 保育システム研究所主催、社会福祉懇談会協賛など。

2 阿部菜穂子「異文化で子どもが育つとき」(草土文化、二〇〇四)では、従来のイギリスにおける一般的な公的保育の不在が詳しく報告されている。

3 児童法(一九九八年)において、地方自治体には、要保護児童にのみChildcareが義務付けられているが、児童ケア法(二〇〇五年)になると、一般の就労家庭の子どもへとChildcareは拡大され、各自治体には、Childcareを「提供」ではなく「確保」すべきことが課された。以上、岩間論文(前掲) 参照。

4 Sure Start に つ づ け web-site に 詳 し く。

<http://www.surestart.gov.uk/>

5 岩間論文(前掲) 参照。